議案第64号

木津川市上下水道事業工事施工条例の制定について

木津川市上下水道事業工事施工条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

下水道事業に「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)」の規定の全部を適用することに伴い、上下水道事業の工事施工に関して必要な事項を定めるため本条例を制定するものです。

木津川市条例第 号

木津川市上下水道事業工事施工条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、木津川市水道事業及び下水道事業の工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 工事の施工に関しては、別に定めるものを除き木津川市工事施工に関する条例 (平成19年木津川市条例第165号) の例によるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第64号 木津川市上下水道事業工事施工条例の制定について
担 当 課	下水道課 庶務係
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和5年4月1日に予定している公共下水道事業への地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部適用と、それに伴う上下水道部組織統合に関連して、上下水道事業の工事施工に関して必要な事項を定めるため本条例を制定するものです。なお、工事施工に関しては、木津川市工事施工に関する条例(平成19年条例第165号)を準用します。
提案に至るまでの経緯	・公共下水道事業の公営企業法全部適用と上下水道組織統合の 実施について、部内協議の開始(令和3年4月) ・統合等に向けて、庁内関係課との協議開始(令和3年9月) ・調整会議を経て政策会議で方針決定(令和3年11月24日) ・例規整備の精査を行い、上下水道事業の工事施工に関する条例 が必要であると判断し、本条例の制定を決定。(令和4年9月) ・政策会議で条例案決定(令和4年10月26日)
市民参加の状況	□有 ■無
市総合計画の位置付け	基本方針 6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり 政策分野 13 都市基盤 第 3上下水道 イ. 下水道(汚水処理施設)の整備と持続的なサービスの提供
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	□単年度 (年度) □複数年度 (年度)
将来にわたる効果及び 経費の状況	地方公営企業法の全部適用と上下水道部組織統合のため、上下 水道事業の工事施工に関する本条例を制定し、上下水道事業での 適切な工事施工を目指します。